

国家戦略特区WGヒアリング 説明資料



平成27年1月16日

法務省入国管理局

法人設立ワンストップ窓口設置に係る検討

1. 法人設立ワンストップ窓口について

- 第2回東京圏国家戦略特別区域会議東京都提出資料(抜粋)
「法人設立ワンストップ窓口については、今後、国による申請窓口の一元化・関係省庁職員の窓口派遣、優先手続きによる期間の短縮、書類の英語対応等の調整と併せ、来年度スタートを目指す」

2. 法人設立ワンストップ窓口設置に係る論点

論点1:「申請窓口の一元化・関係省庁職員の窓口派遣」について

- 入国管理局の職員の派遣については、そのための要員の確保が必要
 - 地方入国管理局での受付や審査に要する時間の短縮に努めているところ、職員を分散することにより待ち時間が長時間化するおそれ
 - 上記弊害を避けるためには、職員の増員が必要であり、増員の必要性を十分説明できる具体的業務内容及び業務量等の根拠が必要
 - 職員を派遣したとしても、当日可能なのは受付のみ
 - 出張所を設置し、責任者を含め必要な要員を配置するためには、増員に加え、組織及び審査端末等の予算が必要であり、更に詳細な根拠が必要

法人設立ワンストップ窓口設置に係る検討

論点2:「優先手続きによる期間の短縮」について

- 現行制度において、高度人材の活動内容の申請については、優先処理を行っている。
 - 単に場所が法人設立ワンストップ窓口であることをもって当該場所において受け付けた申請を優先処理し、それ以外の地方入国管理局で受け付けた申請を結果的に遅らせる合理的な理由の説明が必要
 - ※ 高度人材の申請に係る優先手続
 - ・ 在留資格認定証明書交付申請の処理…10日以内,
 - ・ 在留資格の変更及び在留期間の更新許可申請の処理…5日以内
- (注) 関係行政機関等に照会を要するもの及び提出資料の信ぴょう性に疑義のあるものを除く。

論点3:「書類の英語対応等」について

- 現行においても申請書類は日本語・英語併記。
 - 申請書類の記入については、内容の平易なものについては、英語で記載されているものでもそのまま受領する取扱いとしているが、難解なものについては訳文を求める場合がある。
 - 法人設立ワンストップ窓口を利用した申請についてのみ他の申請と取扱いを変えて国費で翻訳を行うことについて、合理的な説明が必要
- ※出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)(抄)
(雑則)
- 第62条 法又はこの省令の規定により法務大臣、地方入国管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。